

島根県特別支援教育就学奨励費交付要綱

(趣旨)

第1条 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の規定及び同法の趣旨に基づく特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の交付については、就学奨励費取扱規則(平成30年島根県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支弁区分決定の通知)

第2条 規則第7条第2項及び第8条第3項に規定する支弁区分の決定通知は、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書(様式第1号)によるものとする。

(状況報告)

第3条 校長は、就学奨励費の支給状況について県の要求があったときは、特別支援教育就学奨励費負担金等状況報告書(様式第2号)を県に提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 校長は、当該年度における事業を完了したときは、県が別に通知する期日までに、特別支援教育就学奨励費負担金等実績報告書(様式第3号)を県に提出しなければならない。

(交付方法)

第5条 校長は、児童等(規則第3条に規定する「児童等」に同じ。)の保護者等(規則第3条に規定する「保護者等」に同じ。)から申し出があったときは、規則第9条第2項の規定にかかわらず、就学奨励費の全部又は一部をその者の預金又は貯金口座に振り込む方法により支給することができる。

2 保護者等は、前項の規定により口座振込の方法による支給を申し出る場合は、口座振込申出書(様式第4号)を校長に提出するものとする。

(書類の整備)

第6条 校長は、就学奨励費に係る各経費の支給の基礎及び支給状況を明確にするため次に掲げる書類を整備するものとする。

- (1) 教科用図書購入費個人別内訳表(様式第5号)
- (2) 学校給食費支給表(様式第6号)
- (3) 寄宿舍食費支給表(様式第7号)
- (4) 修学旅行実施内訳(様式第8号)

(5) 校外活動等実施内訳（様式第 9 号）

(6) 個人別支給台帳（様式第 10 号）

2 保護者等は、就学奨励費に係る各経費の支給の基礎を明確にするため次に掲げる書類を校長に提出するものとする。

(1) 通学費所要届（様式第 11 号）

(2) 帰省費所要届（様式第 12 号）

(3) 購入費（対象経費）確認書（様式第 13 号）

（高等学校に就学する視覚障がいのある生徒に対する教科用図書購入費の支給）

第 7 条 島根県立高等学校に就学する視覚障がいのある生徒で、教科用図書に代えて文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書又は点字により検定教科用図書等を複製した図書を使用する者は、教科用図書購入費関係書類提出書（様式第 14 号）に支給対象経費を支出したことを証する書面を添付して、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の提出書に、教科用図書購入費意見書（様式第 15 号）を添付して、県に提出しなければならない。

3 県は、前項の規定により提出された提出書を受理したときは、審査を行い、支給要件に該当すると認められる場合は、教科用図書購入費支給決定通知（様式第 16 号）により校長に通知するものとする。

（書類の保管）

第 8 条 校長は、前 2 条に規定する書類のほか、就学奨励費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 県単独就学奨励費（給食費）支給要綱（平成 23 年 4 月 1 日島教特第 244 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 9 月 2 2 日から施行する。

2 県単独就学奨励費（拡大教科用図書）支給要綱（平成 20 年 4 月 1 日島教特第 1215 号）

は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。